

令和 5 年度

業 務 委 託 設 計 書

岩手中部水道企業団

課 長	課長補佐	係 長	設計者	精算者					
着 手 完 了	期 日	自 令和 年 月 日					摘 要	単 独 上段：当初設計 下段：変更設計	
		自 令和 年 月 日							
		至 令和 6 年 2 月 19 日					歩 掛 適 用：岩手県令和05年04月水道委託歩掛 基礎単価適用：令和05年08月01日付 公共 機械損料適用：令和05年07月01日付 公共機械損料 工 種 区 分：設計業務 施工地域区分： 冬期労務補正： %		
業 務 日 数		日							
番 号		第 号							
履 行 場 所		花巻市高田地内							
業 務 名		配水支管設計業務委託（花巻エリア・その17）							
設 計 金 額		金 円也							
委 託 概 要									

[illegible]

配水支管設計業務委託（花巻エリア・その17）

総括表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
設計業務01	1	式				
合計						

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
設計業務01	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
布設替詳細設計 呼び径100mm以下 管路延長1570m	1	式			委 1 号	
設計協議 中間打合せ2回	1	式			委 8 号	
直接経費	1	式				
旅費交通費	1	式				
連絡車(ライトバン)運転	1	式			委 12 号	
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

配水支管設計業務委託（花巻エリア・その17）

【 第 1 号 委託単価表 】						
布設替詳細設計 呼び径100mm以下 管路延長1570m						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現地調査	1	式			委 2 号	
設計計画	1	式			委 3 号	
各種計算	1	式			委 4 号	
図面作成	1	式			委 5 号	
数量計算	1	式			委 6 号	
審査	1	式			委 7 号	
計						
単位当たり						

【 第 2 号 委託単価表 】

現地調査

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
主任技師 内業		人				
技師（A） 内業		人				
技師（B） 内業		人				
技師（C） 内業		人				
技術員 内業		人				
計						
単位当たり						

【 第 3 号 委託単価表 】

設計計画

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
主任技師 内業		人				
技師（A） 内業		人				
技師（B） 内業		人				
技師（C） 内業		人				
計						
単位当たり						

配水支管設計業務委託（花巻エリア・その17）

【 第 4 号 委託単価表 】

各種計算

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
主任技師 内業		人				
技師（A） 内業		人				
技師（B） 内業		人				
技師（C） 内業		人				
技術員 内業		人				
計						
単位当たり						

【 第 5 号 委託単価表 】

図面作成

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
主任技師 内業		人				
技師（A） 内業		人				
技師（B） 内業		人				
技師（C） 内業		人				
技術員 内業		人				
計						
単位当たり						

【 第 6 号 委託単価表 】							1 式 当り
数量計算							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師 内業		人					
技師（A） 内業		人					
技師（B） 内業		人					
技師（C） 内業		人					
技術員 内業		人					
計							
単位当たり							

【 第 7 号 委託単価表 】							1 式 当り
審 査							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師 内業		人					
技師（A） 内業		人					
技師（B） 内業		人					
技師（C） 内業		人					
計							
単位当たり							

【 第 8 号 委託単価表 】 設計協議 中間打合せ2回 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
第1回打合せ	1	回			委 9 号	
中間打合せ	2	回			委 10 号	
最終打合せ	1	回			委 11 号	
計						
単位当たり						

【 第 9 号 委託単価表 】							1 回 当 り
第1回打合せ							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師 内業		人					
技師（A） 内業		人					
計							
単位当たり							

【 第 10 号 委託単価表 】							1 回 当 り
中間打合せ							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
技師（A） 内業		人					
技師（B） 内業		人					
計							
単位当たり							

【 第 11 号 委託単価表 】							1 回 当 り
最終打合せ							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師 内業		人					
技師（A） 内業		人					
計							
単位当たり							

【 第 12 号 委託単価表 】						
連絡車(ライトバン)運転						
1 日 当 り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ガソリン レギュラー		1				
ライトバン 二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
ライトバン 二輪駆動 定員5名 1.5L		日				
計						
単位当たり						

設計業務委託 設計条件書

	工区	口径	開削延長	水管橋	推進工	布設替	仮設管	備考	設計条件 地域環境 道路幅員 埋設物 土質	小市街地 標準 あり なし
花巻										
	1工区	φ 100	370			370		0.00		
		φ 75	340			340				
	0	φ 50	170			170				
	2工区	φ 100	70			70				
		φ 75	40			40				
		φ 50	580			580				
		合計	1570	0	0	1570	0			

内訳

開削工法	1570	m				布設替延長	1570	m
推進工法	0	m				仮設配管延長	0	m
水管橋	0	m						
管径毎延長 (開削)	φ 75	L=	1130	m		工事案件数(開)	2	件
	φ 100	L=	440	m		工事案件数(推)	0	件
	φ 150	L=	0	m				
	φ 200	L=	0	m				
	φ 250	L=	0	m				
	φ 300	L=	0	m				
	φ 350	L=	0	m				

配水支管設計業務特記仕様書

業務名 配水支管設計業務委託（花巻エリア・その17）
場 所 花巻市高田地内ほか

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、岩手中部水道企業団が行なう工事の実施設計業務に適用する。

（業務の目的）

第2条 本設計業務は、（以下、業務という。）配水管の新設及び移設工事の計画的着工を実現し、かつ住民に清浄な水を安定供給するために必要な工事の実施設計図書を作成することを目的とする。

（準拠する法令等）

第3条 本業務は、下記の関係法規及び企画に従い設計するものとする。

- 1）水道法
- 2）日本水道協会制定
- 3）土木学会設定
- 4）その他関係法令等

（業務の概要）

第4条 本業務は管路更新計画に基づいて抽出された配水管の更新工事詳細設計を行うものである。

- 1）配水管 $\phi 100$ L=440m
- 2）配水管 $\phi 75$ L=380m
- 3）配水管 $\phi 50$ L=750m

（秘密保持の義務等）

第5条 受託者は、本業務で知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

（管理技術者等）

第6条 管理技術者は、本業務の全般にわたり技術的監理を行うものであり、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）または RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有するもの、またはこれに同等の能力と経験を有する技術者とする。

照査技術者は、業務の全般にわたり技術的照査を行うものであり、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）または RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有するもの、またはこれに同等の能力と経験を有する技術者とする。

(提出書類)

第7条 受託者は、業務の実施にあたり次の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- 1) 工程表
- 2) 管理技術者届
- 3) 照査技術者届
- 4) 業務計画書
- 5) 完了届

(疑義)

第8条 受託者は、業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、委託者と協議のうえ実施するものとする。尚、本仕様書に明示無き事項においても本業務実施上必要な事項は、受託者の負担において実施するものとする。

(審査)

第9条 受託者は、業務が完了したときは、原図及び原稿を監督員に提出し、審査を受けなければならない。尚、成果品の審査において指示された事項については、直ちに訂正をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 成果品の審査に合格後、設計図書及び各種計算書その他関係図書1式を納品し、検査員の検査を受けて引渡しを終えて業務が完了したものとする。尚、納品に当たっては完了届を添付するものとする。

第2章 実 施 設 計

(業務内容)

第1条 工事实施のために詳細設計をするものであり、全体設計の全般的なチェックと仮設計画・施工計画・工事仕様書等を重点とした一連の実施計画書を作成する。

また、補償対象となる工事の場合は監督員の指示により、比較設計書を作成するものとする。

1) 実施設計図書の作成

別途平面図に示す範囲の配水管設計等を行なうものであり、消火栓や小構造物及び各戸給水管の接続工事も含むものであるが、詳細は監督員の指示によるものとし、次のとおりとする。

「計算書について」

(1) 構造計算書

関係法令及び設計基準等により実施のこと。

(2) 数量計算書

撤去を含む、工事に必要な数量すべての計算を実施すること。

「図面の作成について」

(1) 配管平面図

- (2) 異形管詳細図
- (3) 掘削、復旧（埋戻）断面図等
- (4) 構造図
- (5) 撤去工事図
- 2) 現地調査
- 3) 土質調査（対象案件に限る）
- 4) 測量業務（対象案件に限る）
- 5) 設計協議
- 6) 埋設物調査

（貸 与 品）

第2条 設計に必要な貸与品は、下記のとおりとする。

- 1) 水道管路図
- 2) 周辺竣工図
- 3) 道路改良工事データ（移設工事に限る）
- 4) その他

（成 果 品）

第3条 提出すべき成果品は、下記のとおりとする。

- 1) 設計図面（A1 版見開き製本）・・・・・・・・・・ 1 部
- 2) 報告書（A4 ファイル綴込み）・・・・・・・・・・ 2 部
- 3) 成果品の電子データ（CD-R、形式 DXF、SFC、PDF）・・ 2 部
- 4) その他設計に使用した資料・・・・・・・・・・ 1 式

設計業務等共通仕様書

岩手中部水道企業団

第1章 総 則

(適用)

第1条 この仕様書は、岩手中部水道企業団の発注する測量設計業務等に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

(1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者をいう。

(2) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受託者が定めた者をいう。

(3) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受託者が定めた者をいう。

(4) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

(5) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(6) 「設計図書」とは、金抜設計書（仕様書、図面を含む）をいう。

(7) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

(8) 「指示」とは、監督員が受託者に対し業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。

(9) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(10) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

(11) 「報告」とは、受託者が監督員に対し業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

(12) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し書面で申し出た業務の遂行上 必要

な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

(13) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。

(14) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。

(16) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(17) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(18) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。

(19) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。

(業務の着手)

第3条 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第4条 受託者からの要求があった場合で監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

(監督員)

第5条 委託者は、業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。

2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(管理技術者及び担当技術者)

第6条 受託者は、業務における管理技術者を定め、管理技術者として委託者に通知するものとする。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の一切の事項の処

理を行うものとする。

3 管理技術者は次の何れかの資格を有すること。

(1) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門

(2) 国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）

(3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）

(4) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）

4 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

5 管理技術者は、屋外における業務に際しては担当技術者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

6 管理技術者は、第1章第7条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

7 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

8 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

9 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

（照査技術者及び照査の実施）

第7条 委託者が設計図書において定める場合は、受託者は、設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。

2 照査技術者は次の何れかの資格を有すること。

(1) 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門

(2) 国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）

(3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）

(4) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）

3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を、照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に提出するものとする。

(提出書類)

第8条 受託者は、設計業務等共通仕様書により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。

- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- 3 受託者は、契約時又は変更時において、請負金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は完成後15日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第9条 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 連絡先は以下のとおりとする。

岩手中部水道企業団管路課管路整備係

T e l : 0 1 9 7 - 6 2 - 4 2 1 5

F a x : 0 1 9 7 - 6 2 - 4 2 1 2

(業務計画書)

第10条 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画 (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む） (10) 使用する主な機器 (11) その他

なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、または変更契約等により業務内容に変更が生じた場合、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

（資料等の貸与及び返却）

第11条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

（関係官公庁への手続き等）

第12条 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

（地元関係者との交渉等）

第13条 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告

し指示があればそれに従うものとする。

- 4 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受託者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は委託者と協議のうえ定めるものとする。

（土地への立入り等）

第14条 受託者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合、受託者はこれに協力しなければならない。
- 3 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、業務終了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

（成果物の提出）

第15条 受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む）を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受託者は、成果品において使用する設計単位は、国際単位系（SI）とする。
- 4 受託者は、「測量成果電子納品要領（案）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出できるものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン」、を参考にするものとする。

- 5 本業務の成果品は岩手中部水道企業団が著作権を持つものとし、企業団が自由にこの資料の加工、コピー、ホームページの作成、増刷等して公表できるものとする。

(関係法令及び条例の遵守)

第16条 受託者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第17条 受託者は、委託業務完了届を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

- 2 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

(補修)

第18条 受託者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

(条件変更等)

第19条 監督員が、受託者に対して測量設計業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

- 2 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第14条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

(変更契約)

第20条 委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合

- (3) 監督員と受託者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第16条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 委託者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第21条の規定に基づき監督員が受託者に指示した事項
- (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第21条 委託者は、受託者に対して業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受託者は、契約書別記条項第18条に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。

4 契約書別記条項第19条に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合は、受託者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第22条 次の各号に該当する場合において委託者は受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象等（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第30条臨機の措置により、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受託者、協力者等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合

2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合

等、監督員が必要と認めた場合には業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3 前2項の場合において、受託者は業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

(委託者の賠償責任)

第23条 委託者は、以下の各号に該当する場合、損害のために必要を生じた経費を負担しなければならない。

(1) 契約書別記条項第38条に規定する損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 委託者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

(受託者の賠償責任)

第24条 受託者は、以下の各号に該当する場合、損害のために必要を生じた経費を負担しなければならない。

(1) 契約書別記条項第30条に規定する損害について受託者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 受託者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第25条 委託者は、次の各号に掲げる場合において、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められた場合

2 受託者は、部分使用に同意した場合は部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

(再委託)

第26条 受託者は業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断及び解析業務における手法の決定及び技術的判断を再委託することはできない。

2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。

3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。

4 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

(成果物の使用等)

第27条 受託者は、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができる。

- 2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第28条 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第27条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(安全の確保)

第29条 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受託者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

- (2) 受託者は、業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

- (3) 受託者は、業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

- 3 受託者は、設計図書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。

- 4 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。

- 5 受託者は、屋外で行う業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

- 6 受託者は、屋外で行う業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措

置を講じなければならない。

(3) 受託者は、担当技術者等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受託者は、業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

7 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

8 受託者は、屋外で行う業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9 受託者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第30条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

第31条 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

